

広島県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定によつて、次の道路を自動車専用道路に指定する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十六年三月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	指定する区間	指定する日
県道三次庄原線	三次市三良坂町長田字堂面一四二七番から 三次市三良坂町長田字堂面一四〇〇番まで	平成二十六年二月二十四日